

名立まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、名立まちづくり協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、名立区住民を主体とする地域の連帯を深めつつ、その合意に基づく課題解決により地域の自立を図るとともに、より良い地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

(事務所及び事務局)

第3条 本会の事務所は、名立地区公民館に置く。

2 本会に事務局を置き、事務局は総会、運営委員会の開催及び本会の庶務、運営の任にあたる。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置くことができる。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関すること
- (2) 健康、福祉に関すること
- (3) 都市交流、地域間交流等に関すること
- (4) 防犯・防災に関すること
- (5) 青少年の健全育成に関すること
- (6) 環境整備・保全等に関すること
- (7) 文化、スポーツ振興に関すること
- (8) 広報活動と情報の収集・発信に関すること
- (9) 各種団体等の連絡調整に関すること
- (10) 行政機関等からの受託事業
- (11) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は前条の事業を推進するために次の部会を置く。

- (1) 暮らし部会
- (2) 福祉部会
- (3) 子ども部会
- (4) 地域づくり部会

(会 員)

第6条 会員は、名立区に住所を有する住民及び団体等とする。

2 本会の趣旨に賛同する名立区以外に住所を有する者、又は団体も賛助会員になることができる。

(会 費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の徴収は、各町内会に依頼する。

(入会及び退会)

第8条 会員又は賛助会員になろうとする者は、会長に届け出なければならない。

2 会員又は賛助会員が退会するときも同様とする。

(会費等の不返還)

第9条 すでに納入した会費その他搬出金品は返還しない。

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 地区住民組織の代表 4 名
- (4) 部会長 4 名
- (5) 会計 1 名
- (6) 監事 2 名

2 本会が運営上必要とする場合には、運営委員会の推薦により顧問を置くことができる。顧問はいずれの会議においても出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権はもたない。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序で、その職務を代行する。
- (3) 地区住民組織の代表は、本会と地区住民組織の連絡調整を行うとともに、地区住民組織と連携・協働して本会の事業を推進する。
- (4) 部会長は、部会を代表し担当する業務を総理する。
- (5) 会計は、本会の会計業務を処理する。
- (6) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、会計及び監事は、運営委員会で会員の中から選出し、総会の承認を得なければならない。

2 北部地区振興会、下名立地区振興協議会、上名立地区振興協議会及び不動産を創る会は

地区住民組織代表として各1名を選出する。

3 部会長は、部会において選出し、運営委員会の承認を得なければならない。

4 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(代議員の選出)

第13条 代議員は各町内会から1名選出する。

(役員及び代議員の任期)

第14条 役員及び代議員(以下、「役員等」という。)の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条の規定により、代議員にあつては、第13条の規定により補充することができる。この場合において、補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等が辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議の種類)

第15条 会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

(総会)

第16条 総会は、代議員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催する。

2 総会は次の事項を決議する。

(1) 事業計画、予算に関する事項

(2) 事業報告、決算報告に関する事項

(3) 規約の改廃等に関する事項

(4) その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会は、会長が収集し、議長は出席者の中から選出する。

4 総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

6 総会に止むを得ない理由により出席できない場合は、委任状を提出することができる。

7 総会時には会議録を作成し、議長及びその出席の中から会議録署名人2名を選出し、署名しなければならない。

8 第2項に定める事項につき、急を要するものについては運営委員会で決議のうえ執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、会長、副会長、会計、地区住民組織の代表及び部会長をもって構成し、会長の招集により会議を開催する。

2 運営委員会は、総会に付議すべき事項について審議するとともに、総会の決議に基づき、本会の運営及び活動の実施に関する事項を協議・決議する。

(部会)

第18条 部会は地域づくり団体や住民活動団体等から推薦された人をもって構成し、部会長の招集により開催する。

(収入)

第19条 本会の経費は、会費、補助金、受託収入及びその他の収入をもってあてる。

2 会費の額は、運営委員会で協議し、総会の議決を得なければならない。

(基金の設置)

第20条 本会の安定的、継続的な運営を図るために基金を設置することができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会の決議を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

2 事務所の位置について、第3条に規定する名立区コミュニティプラザが設置されるまでの間は、名立区総合事務所内に置く

附 則 この改正規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月13日改正)

この改正規約は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月20日改正)

この改正規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月28日改正)

この改正規約は、令和3年4月29日から施行する。